

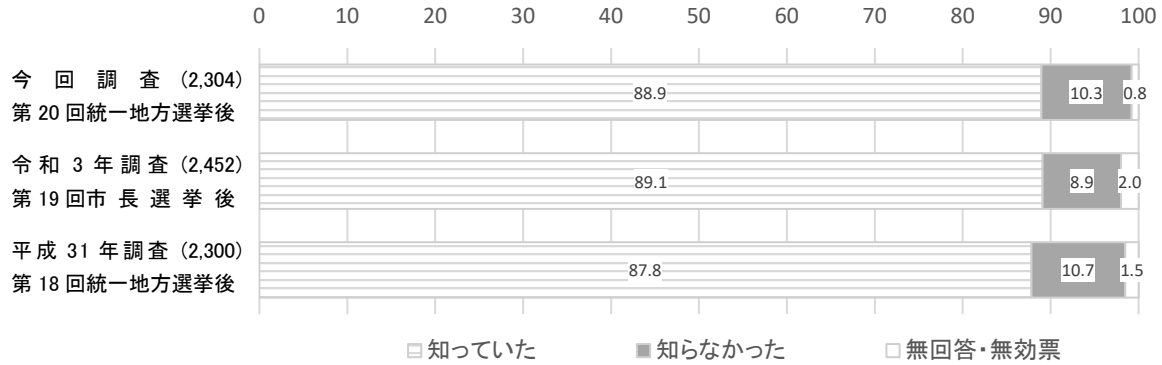
VI 選挙意識

1 政治家の寄附が罰則の対象となることの認知と認知媒体

◇ 政治家の寄附が罰則の対象になることを「知っていた」人は 88.9%

問17 政治家が選挙区内の人に寄附をすることは禁止されており、原則として罰則の対象となりますが、あなたはこのことをご存じでしたか。(○は1つだけ)

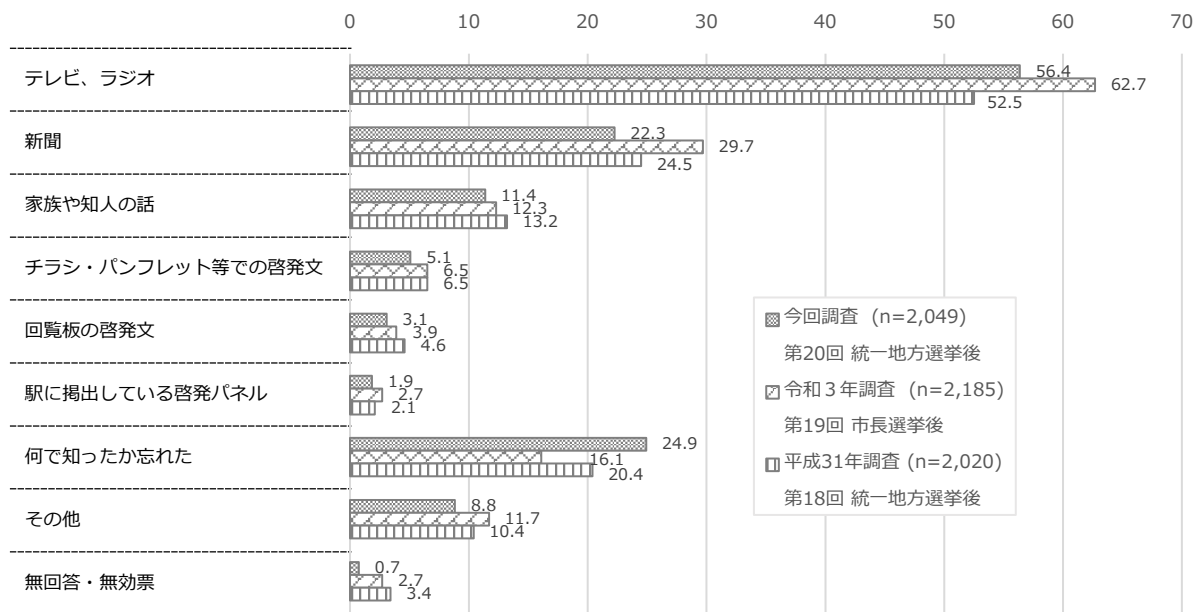
図表VI-1-1 政治家の寄附が罰則の対象となることの認知 (%)



(問17で「1 知っていた」とお答えの方に)

問17-1 あなたは、このことを何で知りましたか。(○はいくつでも)

図表VI-1-2 政治家の寄附が罰則の対象となることの認知媒体 (%)



政治家が選挙区内の人に寄附をすることは禁止されており、原則として罰則の対象となることを「知っていた」は 88.9%、「知らなかった」は 10.3%となっている。(図表VI-1-1)

政治家の寄附が罰則の対象となることを「知っていた」と答えた方(2,049人)に、知ったきっかけを聞いたところ、「何で知ったか忘れた」を除き、「テレビ、ラジオ」が 56.4%で最も多く、次いで「新聞」(22.3%)、「家族や知人の話」(11.4%)などの順となっている。

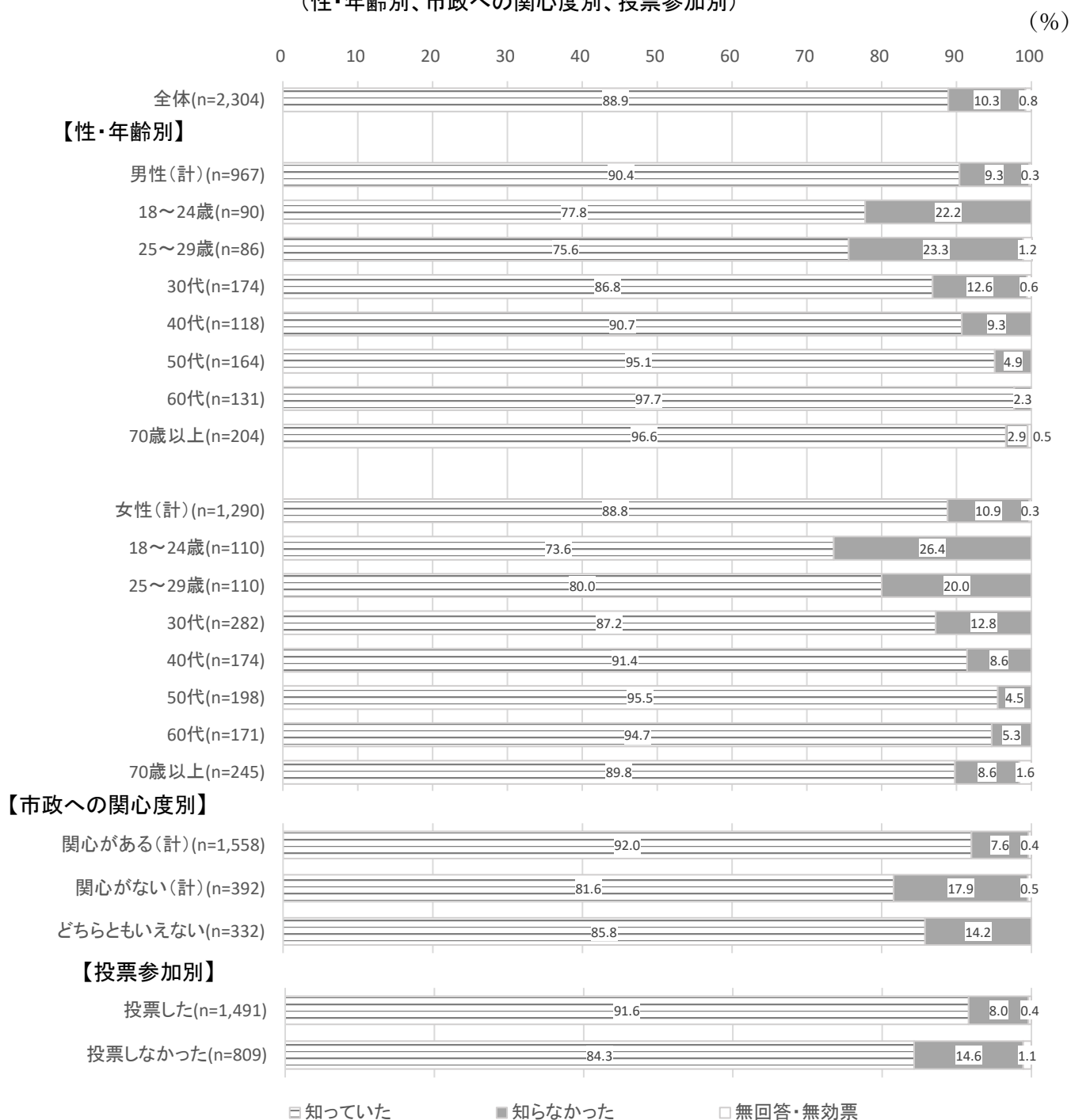
令和3年調査(第19回市長選挙後)と比較すると、上位5項目において、いずれの項目も減少している。(図表VI-1-2)

性・年齢別にみると、「知っていた」は男性では「60代」(97.7%)、女性では「50代」(95.5%)で最も多くなっている。(図表VI-1-3)

市政への関心度別にみると、「知っていた」は『関心がある(計)』(92.0%)の方が、『関心がない(計)』(81.6%)より10.4ポイント高くなっている。(図表VI-1-3)

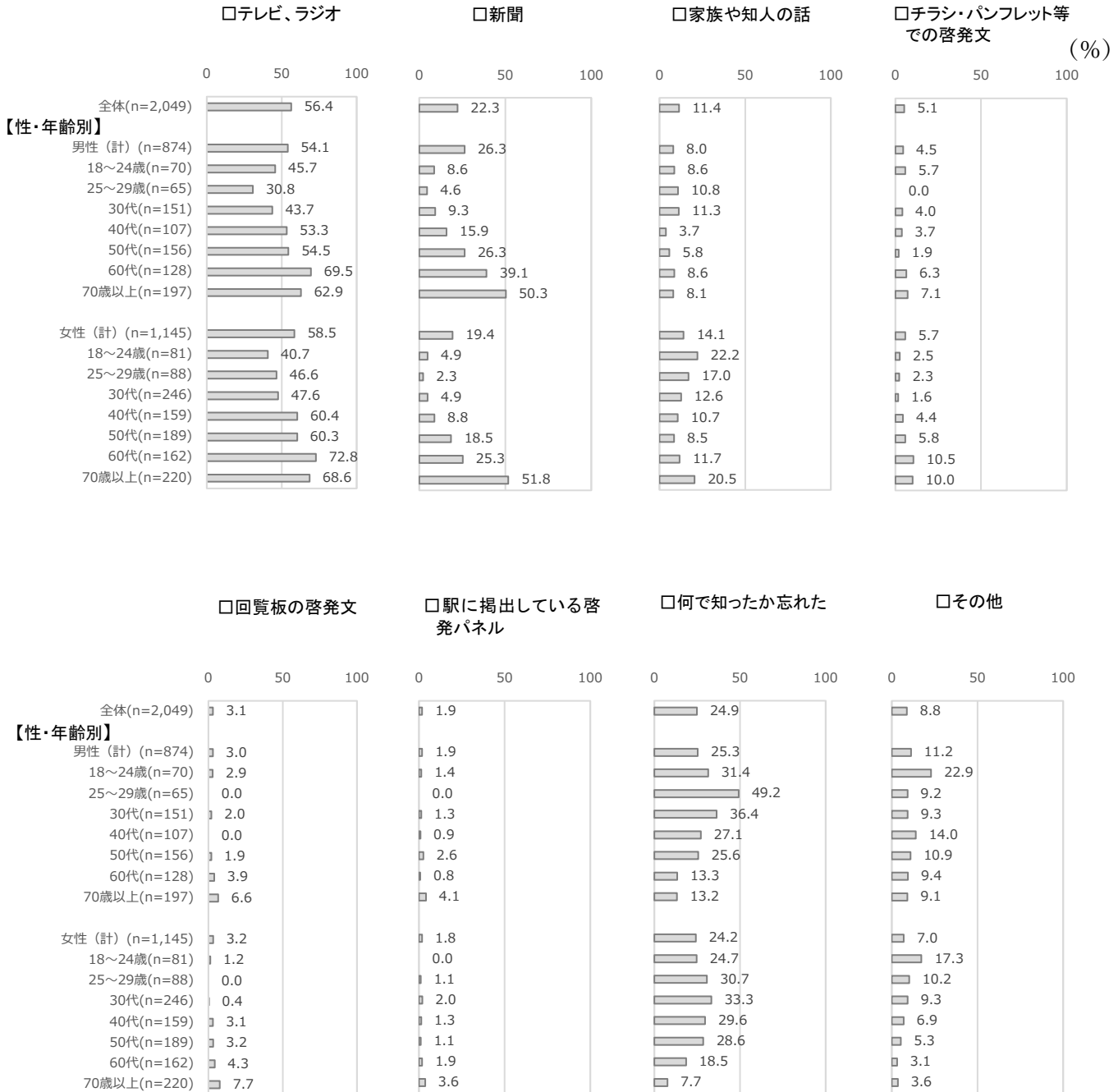
投票参加別にみると、「知っていた」は、「投票した」(91.6%)の方が、「投票しなかった」(84.3%)より7.3ポイント高くなっている。(図表VI-1-3)

図表VI-1-3 政治家の寄附が罰則の対象となることの認知
(性・年齢別、市政への関心度別、投票参加別)



性・年齢別にみると、「テレビ、ラジオ」は男性では「60代」(69.5%)、女性では「60代」(72.8%)で最も多くなっている。(図表VI-1-4)

図表VI-1-4 政治家の寄附が罰則の対象となることの認知媒体(性・年齢別)

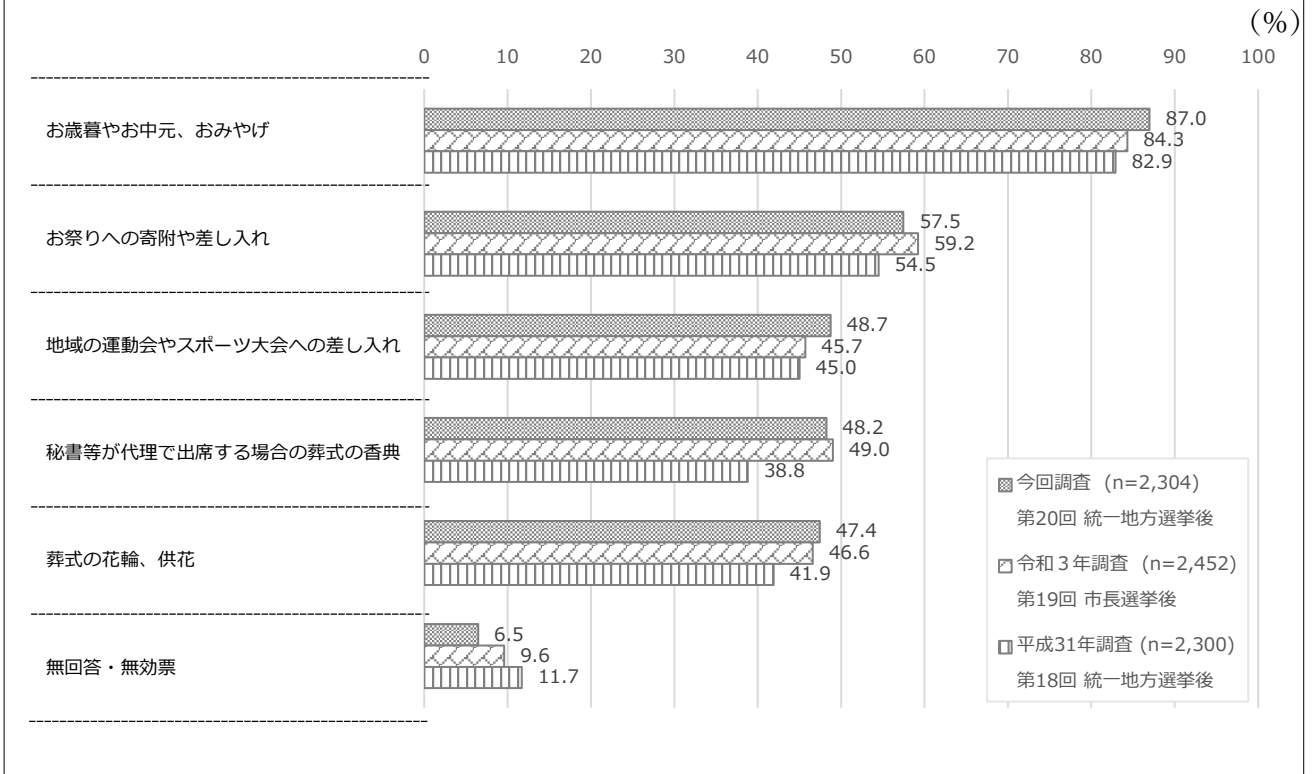


2 罰則をもって禁止されている寄附にあたるもの

◇ 「お歳暮やお中元、おみやげ」が87.0%

問18 政治家が、選挙区内の人に金品を贈ることは、禁止されています。次の1～5は、罰則をもって禁止されている寄附にあたるものですが、あなたの知っているものをすべてあげてください。(〇はいくつでも)

図表VI-2-1 罰則をもって禁止されている寄附にあたるもの



罰則をもって禁止されている寄附にあたるものを知っているか聞いたところ、「お歳暮やお中元、おみやげ」が87.0%で最も多く、次いで「お祭りへの寄附や差し入れ」(57.5%)、「地域の運動会やスポーツ大会への差し入れ」(48.7%)、「秘書等が代理で出席する場合の葬式の香典」(48.2%)、「葬式の花輪、供花」(47.4%)の順となっている。(VI-2-1)

性・年齢別にみると、「お歳暮やお中元、おみやげ」は男性では「60代」(97.7%)、女性では「50代」(93.4%)で最も多くなっている。(図表VI-2-2)

図表VI-2-2 罰則をもって禁止されている寄附にあたるもの(性・年齢別)

